

令和5年12月13日

国立大学法人法の一部を改正する法律案・反対討論（本会議）

立憲民主・社民 古賀千景

立憲民主・社民の古賀千景です。

私は、会派を代表し、ただいま議題となりました国立大学法人法の一部を改正する法律案について、反対の立場から討論いたします。

【政治資金パーティーの疑惑について】

まず冒頭、一言申し上げます。政治とカネ、自民党の派閥パーティー裏金疑惑が止まりません。松野官房長官、西村経産大臣、高木衆議院国対委員長、萩生田自民党政調会長、世耕参議院幹事長と政府与党の幹部が揃って裏金疑惑が報じられ、本人は国会や会見において何も語っていない中、岸田総理は内閣改造と党人事を行う方針です。説明責任を果たさない松野官房長官は今日午後、衆議院で不信任決議案が残念ながら疑惑の自民党に加え、公明党の反対で否決されました。しかし、疑いが持たれている以上、金の使い道などをみずから国民に明らかにすべきであり、何らやましいことがないのであれば、正々堂々と説明責任を果たし、事実をしっかりと述べた上でみずから責任を取るのが筋ではないでしょうか。

それでは、本法案についての反対討論に戻ります。

本法案は、法案作成プロセスが不透明な上、改正内容も、学問の自由や大学の自治を揺るがしかねない、非常に問題の多いものとなっています。昨日、文教科学委員会の高橋克法・委員長は与野党の筆頭理事の合意なしに、委員会開催を職権で決め、採決も強行しました。一方的かつ強引な委員会運営は大変遺憾であり、強く抗議をいたします。また、本法案の審議時間の確保についても、与野党ともに十分な質疑時間には達しておらず、自民、公明両党の強引で拙速な委員会運営にも強く抗議をいたします。本法律案をこのまま拙速に成立させることは、到底容認できません。以下、その理由を御説明します。

I 不透明な法案作成プロセス

まず、不透明な法案作成プロセスについてです。

本法案において新設される合議体の運営方針会議について、これまで政府は繰り返し、国際卓越研究大学となる大学に、合議体を設置すると説明していました。令和4年の国際卓越研究大学法案における審議でも、政府は明確に、国際卓越研究大学以外の大学には同様のガバナンスを求めるものではない、と答弁していました。

しかし、蓋を開けてみれば、本法案は、特に規模の大きな国立大学法人として政令で指定するものは、合議体である運営方針会議を必ず置くこととされ、その他の国立大学法人も運営方針会議を置くことが可能とされました。国際卓越研究大学の認定候補となった大学以外にも対象が拡大されており、これまで繰り返されてきた政府側の説明とは、大きく異なる方

針転換がなされています。

本来、全ての国立大学法人に関わるような方針転換をするのであれば、それに先立って、中央教育審議会などの公開の場で、現場の教職員を含む幅広い関係者の意見を聴きながら、審議し直すべきでした。しかし、文部科学省は、こうした丁寧な手続をとることをしませんでした。

しかも、盛山文部科学大臣は、今月1日の本会議において、法制上の検討を進める中で、本年7月から8月にかけて、国立大学協会や国際卓越研究大学に申請中だった学長とも意見交換を実施し、方針転換を行ったと説明してきました。しかし、その後、5月24日には高等教育局として方針転換の原案を固め、6月1日には、国際卓越研究大学に申請中の大学に対して、方針転換の方向性を内々に説明していたことが新たに判明しました。

この一連の経緯は、文部科学省が公文書を適時適切に作成していなかったこと、情報の公表に消極的であったことが原因で、これまで闇に閉ざされており、参議院文教科学委員会での質疑などを通じて、ようやく明らかにされました。

わが会派は再三再四、特定国立大学法人に運営方針会議を設けることを法案に盛り込む際の決定プロセスについて、文科省に対して資料請求をしたにもかかわらず、決定に至るまでの「公文書が存在しない」との回答に終始し、立法の際の目的や合理性、正当性が欠けているのではないのでしょうか。まさに立法事実が崩れており、法的な適格性も欠いていると言わざるを得ません。

方針転換した過程は後から公文書を作成するつもりだった、詳しくは明かせないけれど、法案は成立させてほしい、などというのは、あまりにも立法府を軽んじています。法案作成プロセスが不透明な本法案を成立させることは、断じて認められません。

II 拙速な法案成立に向けた動き

この点に関連して、十分な議論が尽くされないまま、本法案を拙速に成立させようとする政府・与党の姿勢は、大変問題であると考えます。

国際卓越研究大学の認定候補以外の国立大学法人にも運営方針会議を必ず置く、それ以外の国立大学法人も運営方針会議を置くことができるという、本法律案の方向性が広く公表されたのは、本年9月7日に開催された、総合科学技術・イノベーション会議の有識者議員懇談会においてです。

大学政策に詳しい専門家を含め、多くの大学関係者にとっては、まさに不意打ち、寝耳に水でした。そこからわずか2か月も経たない10月末に、本法案が国会に提出され、十分な審議が行われることなく、今、参議院で採決されようとしています。

衆参の質疑を通じて、本法案の問題点や、これまでの政府の説明と本法案の矛盾が数多く明らかにされている中、これらを見逃したまま、拙速に法案を成立させて本当に良いのでしょうか。

多くの大学関係者や国民が本法案の抱える問題点に気づき、反対の声がより一層高くなる前に、成立を急いでいるようにしか、私には見えません。

反対の意見を含め、様々な立場の関係者の意見を聴く中で、最も良い方策を検討していく

のが、民主主義のあるべき姿です。文部科学省と一部の関係者だけが内輪で決定した内容の法案を、多くの大学関係者や国民が十分にその内容や問題点を把握できないスピードで、拙速に成立させようとする政府・与党の姿勢は、民主主義を尊重するものとは到底言えません。拙速な法案成立には、断固反対です。

Ⅲ 改正内容の問題点①（運営方針委員の任命における文部科学大臣の承認）

次に、本法案における改正内容の問題点を二点指摘します。一点目は、運営方針委員の任命における文部科学大臣の承認についてです。

本法案には、合議体である運営方針会議の新設等が盛り込まれていますが、そのメンバーである運営方針委員は、学長による任命に当たり、文部科学大臣の承認が必要とされました。現場の教職員や学生を含む、多くの大学関係者や国民からは、学問の自由や大学の自治を揺るがしかねない、との懸念が数多く示されています。

文部科学大臣は、承認は法人側の申出に基づいて行うものである、申出に明白な形式的違反性や違法性がある場合等を除き承認を拒否できない、などと答弁してきましたが、政府には、日本学術会議の会員任命拒否問題という、悪しき前例があります。運営方針委員の承認に当たり、時の政権にとって都合の悪い人間が文部科学大臣により恣意的に排除されるのではないかと、との懸念を払拭する答弁は、最後までありませんでした。

学問の自由や大学の自治は、私たちの民主主義を支える重要な基盤です。そうした民主主義の基盤を切り崩しかねない、文部科学大臣による運営方針委員の承認は、必要ありません。

Ⅳ 改正内容の問題点②（教職員や学生の意見を反映させる仕組みの不在）

改正内容の問題点の二点目として、国立大学法人の意思決定プロセスにおいて、教職員や学生の意見を反映させる仕組みが盛り込まれていないことがあげられます。

近年の国立大学法人法改正により、国立大学法人は、トップダウン型の経営が求められるようになりました。こうした流れの中で、本法案により、重要事項を決定する運営方針会議が新設されようとしています。

政府は、運営方針会議を置く理由として、様々なステークホルダーの期待に応えつつ大学の活動を充実させるためには、多様な専門性を有する者も大学の運営に参画する必要があることなどをあげています。

確かに、学外のステークホルダーとの関係も重要です。しかし、学外者の意見を聴く仕組みは、経営協議会など、現行の国立大学法人法において、既に規定されています。運営方針会議を新たに設置することは、屋上屋を架すことに他なりません。

むしろ、大学にとって最も重要なステークホルダーは、現場の教職員や学生です。誰よりも大学の教育研究活動の充実を真剣に考えている、現場の教職員や学生の意見を大学の意思決定に反映させるボトムアップの仕組みこそ、真に必要なものではないでしょうか。

Ⅴ おわりに

以上申し上げましたように、立法作成過程の公文書を作成していないなど、法案作成プロ

セスが不透明であり、内容面でも多くの問題を抱える本法案が、拙速に成立させられようとしています。

本法案は学問の自由や大学の自治を揺るがしかねないなど、多くの大学関係者らから懸念と非難の声が上がっています。

現在、そして将来において、大学で教育研究活動に励む学生や教職員に、胸を張れる法案とは到底言えません。私たちには、現在と将来の世代に対する責任があります。将来にわたって学問の自由や大学の自治を尊重していくためにも、本法案を廃案にすべきことを強く申し上げ、私の反対討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。